

## 能代市バスケットボール3 x 3 ゲームユニット貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、能代市バスケットボール（3 x 3）ゲームユニット一式（以下「ゲームユニット」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (貸出し)

第2条 ゲームユニットは、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行う。

- (1) 市のバスケの街づくりの推進に寄与すると認められる場合。
- (2) 市が主催、共催、後援又は協力をする場合。
- (3) 公共的な目的で使用する場合。
- (4) その他、貸出しをすることが適当であると市長が認める場合。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ゲームユニットの貸出しは行わない。

- (1) ゲームユニットを営利目的又は宗教若しくは政治を目的とした活動に使用されるおそれがあると判断される場合。
- (2) その他、貸出しをすることが適当でないとして市長が認める場合。

### (申請)

第3条 ゲームユニットの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする1週間前までに3 x 3ゲームユニット貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、市民活力推進課へ提出しなければならない。

### (貸出し期間及び返却)

第4条 ゲームユニットの貸出し期間は、原則として1週間以内とする。

2 ゲームユニットの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、借用したゲームユニットを返却する際には現状に復するとともに、返却時に担当職員の確認を受けるものとする。

### (費用負担)

第5条 ゲームユニットの利用料は無料とする。

2 貸出期間中におけるゲームユニットの運搬、維持管理及び保険加入等に要する経費は借受者の負担とする。

### (損害賠償)

第6条 借受者が故意又は過失によりゲームユニットを紛失、破損等をした場合は、借受者が現状に復し損害についての実費分を負担しなければならない。

2 市はゲームユニットの使用により生じた事故等に対しては、一切の責任を負わないものと

する。

(利用上の遵守事項)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 第三者への転貸をしないこと。
- (3) 借受者はゲームユニットの使用にあたっては、「m o l t e n B+ゲームユニット取扱説明書」に記載されている重要事項説明を確認したうえ、重要事項説明に署名して市民活力推進課へ提出すること。
- (4) ゲームユニットの設置及び撤去にあたっては取扱説明書の作業マニュアルを遵守すること。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月16日から施行する。